

薬生食輸発1226第1号
平成30年12月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産マンゴ어의プロピコナゾール)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年12月17日付け薬生食輸発1217第1号)により通知したところである。

平成30年7月3日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、平成31年1月3日から改正された基準値が適用されることから、平成31年1月3日付けで同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴー及び製造者が製造したマンゴー加工品(冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーに限る。)を除く。	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴー及び製造者が製造したマンゴー加工品（冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーに限る。）を除く。	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（ <u>0.01 ppm</u> ）を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。